

令和3年度磐梯町農作業労賃および各種加工料金協定表

【令和3年4月1日発行】(単位:円)

作業種類	単 位		料 金 (税込み)	備 考
通 常 作 業	1日		6,620	男女共(実労8時間)※不課税
耕 起 作 業 (田 ・ 畑 共)	10a		4,950	特殊地については 当事者協議
	二番耕起2回目		3,960	
代 か き	10a		6,050	特殊地については 当事者協議
畔 塗 り	1m		56	
育 苗	1箱		770	
機 械 田 植	10a		5,500	特殊地については 当事者協議
	側条施肥の場合		6,600	
コ ン バ イ ン	10a		18,700	倒伏率30%・・・3割増 倒伏率50%・・・5割増
も み 運 搬	10a		2,200	ほ場より乾燥場まで
籾・乾燥・調整	10a		7,700	仕上げ乾燥(水分15%)
米 荷 造 り	1袋(30kg)		44	くず米含む
籾 摺	30kg		330	
精 米	30kg		440	
ソ バ 製 粉	10kg		1,650	
(水 稻) 農薬・除草剤散布	10a	水和剤	1,100	薬剤は委託者負担
		粉粒剤	1,100	
肥 料 散 布	10a		2,200	
堆 肥 散 布	10a		3,300	10aあたり2tまで
草 刈 り	1時間		1,650	
ソバ・麦・大豆刈取り	10a		5,500	

(料金には消費税10%が含まれています。)

※ 標準料金のため、ほ場条件や作業の難易度等著しく異なる場合は、当事者間で協議のうえ決定してください。

※ 色彩選別機については、自己搬入等の状況により300円～500円(30kg)と異なりますので、当事者間で協議の上、決定して下さい。

賃借料情報

この情報は令和3年の賃借料の参考として提供するもので、農地の賃貸借をする時は米価の推移や生産費等を貸し手・借り手によく協議したうえで設定してください。

令和2年1月から令和2年12月までに締結された賃借料水準(10aあたり)は以下のとおりです。

	地 域	地 区	平均額	最低額	最高額
田	第 1 地 域	西部地区（大字大谷・赤枝）	11,100円	10,000円	12,000円
	第 2 地 域	中部地区（大字磐梯）	8,800円	3,500円	12,000円
	第 3 地 域	東部地区（大字更科）	8,200円	3,500円	10,000円
畑	全 域		4,000円	3,000円	5,000円

※平均額の算出については、算出結果を四捨五入し100円単価としています。

※賃借料を物納支給している場合は、除いてあります。

※表に記載されている平均額、最低額、最高額については、著しく高額・低額な賃借料を除外しております。

※土地改良事業等、未実施ほ場については、貸し手・借り手によく協議したうえで設定して下さい。

★ 農業委員会の各種申請提出期限が変更になりました。

提出期限	毎月5日	※5日が土日祝日の場合はその翌日
------	------	------------------

※ 農業振興地域整備計画の総合見直しに伴い、令和4年3月末(予定)まで、農振除外を伴う農地転用の受付を一時停止しております。

★ 人・農地プランの実質化を目指しましょう！

人・農地プランとは、「将来の地域農業を誰が担っていくのか」「誰に農地を集積・集約化していくのか」などを地域の皆さんで話し合い、地域農業における中心経営体、地域における農業の将来の在り方などを明確にする未来の設計図です。近年、就農者数の減少や高齢化などが大きな課題であり、今後地域におけるより良い農業を営んでいくためには、将来、地域農業の担い手となる農業者の方々を明確にしていくことが重要となっています。しかし、その将来を担う農業者が、今後必要となる各種制度の利用や関連事業の実施には、人・農地プランの実質化が必要となっており、まさに「待ったなし」の状況です。そのため、現在町では人・農地プランの実質化を進めております。詳しい内容は、下記農業委員会事務局までお問い合わせください。

実質化までの流れ	
①アンケートの実施 ↓	…対象地区内の耕地面積の少なくとも過半について、農業者（耕作者又は地権者）の年齢と後継者の有無等をアンケートで確認
② 現 況 把 握 ↓	…アンケート結果を地図化し、5年後10年後に後継者がいない農地を「見える化」
③今後の地域の中心となる経営体(中心経営体)への農地集約化に関する将来方針の作成	

問い合わせ先：磐梯町農業委員会事務局

TEL：0242-74-1217 FAX：0242-73-2115